

## 令和3年度気候変動に関する学習教材作成業務委託仕様書

### 1 目的

次世代を担う若年層を中心に、県民の気候変動の認知度向上を図るため、中学校の授業等での活用を想定した学習教材を作成することで、生徒や教員等が気候変動に関して学習しやすい環境を構築する。

### 2 委託期間

契約締結日（令和3年7月予定）から令和4年1月31日（月）

### 3 委託の内容

中学生の身の回りの物事における気候変動の影響や対策の事例紹介を通じて、気候変動問題を学ぶ動画教材と活用マニュアル（授業構成例）を作成する。

#### (1) 気候変動に関する学習教材の作成にあたって求めること

- ア 中学生が気候変動問題を身近な問題として捉え、自分事として考えるきっかけとなるような工夫や演出が組み込めること。
- イ 中学校において、効果的に動画教材を組み込み、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）の視点を取り入れた授業で活用できる教材であること。

#### (2) 気候変動に関する動画教材の作成

中学生が身近に感じられる物事をテーマに、インタビュー形式による事例紹介を通じて、気候変動問題を学ぶ動画（本編）を2本作成する。併せて、動画（本編）で使用したインタビュー部分を1件ごとに切り分けた動画（インタビュー編）を作成する。（参考資料参照）

##### ア 動画（本編）の作成要件

- (ア)衣・食・住等の中学生が身近に感じられる物事をテーマとして、気候変動問題を実際の事例から学ぶ動画を2本作成すること。
- (イ)動画は、1本当たり3分～6分程度とし、気候変動の影響や対策に関するインタビューを各動画に2～3件組み込むこと。
- (ウ)インタビュー先は、県内の事業者や団体等を対象として、受注者の提案に基づき、発注者との協議により決定すること。
- (エ)持続可能な開発目標（SDGs）との関連を考慮した構成とすること。
- (オ)メディアプレーヤーでの再生や YouTube での映像配信に適した形式及び汎用の DVD プレーヤーでの再生に適した形式の両方で作成すること。
- (カ)YouTube への掲載に使うサムネイル用画像ファイルと日本語字幕ファイル（SRT 形式）を作成すること。
- (キ)発注者が指定する作成者、監修者及び予算拠出元等に関する文言及びロゴを動画教材の末尾に挿入すること。

##### イ 動画（インタビュー編）の作成要件

- (ア)前節で作成する動画（本編）で使用したインタビュー部分を1件ごとに

切り分け、インタビュー 1 件に導入部分を加えた動画（インタビュー編）を、インタビューの件数分作成すること。

(イ) 導入部分は、各インタビューで共通のものとし、導入部分を独立して使用することもできるように作成すること。

(ウ) メディアプレーヤーでの再生や YouTube での映像配信に適した形式及び汎用の DVD プレーヤーでの再生に適した形式の両方で作成すること。

(エ) YouTube への掲載に使うサムネイル用画像ファイルと日本語字幕ファイル（SRT 形式）を作成すること。

(オ) 発注者が指定する作成者、監修者及び予算拠出元等に関する文言及びロゴを動画教材の末尾に挿入すること。

#### ウ 動画教材作成に当たっての留意事項

(ア) 動画教材の作成に当たっては、発注者及び神奈川県教育委員会（子ども教育支援課）との打合せを綿密に行い、内容を決定する。

(イ) 作成した動画教材は、神奈川県のホームページや YouTube チャンネル「かなちゃん TV」などのインターネットによる配信及び DVD の貸し出しにより、公開するものとし、修正や更新が行われるまでの間、公開を継続する。

(ウ) 動画教材にタレントやモデル等を使用する場合、納入後、発注者が動画教材の修正、更新又は二次利用を行う際、動画教材への出演に関する契約等に対して、発注者は、追加の負担を負わないものとする。

(エ) 撮影場所において、撮影許可の取得等が必要な場合は、受注者が手続きを行うこと。

(オ) 動画教材に統計データやグラフ等を入れる場合は、完成後の発注者による修正や更新が容易となるよう配慮すること。

(カ) 動画教材の作成にあたり実施した取材等で発生する謝金等の費用は、受注者の負担によるものとする。

(キ) 動画教材には、代替コンテンツ又は音声ガイドを添付すること。（JIS X8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部:ウェブコンテンツ） 1.2.3 音声解説又はメディアに対する代替（収録済）の達成基準に適合すること。）

#### (3) 動画教材等の活用マニュアル（授業構成例）の作成

本仕様書 3（2）で作成する動画教材と既存の Web 資料集「かながわ気候変動 WEB（[https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0323/climate\\_change/index.html](https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0323/climate_change/index.html)）」を用いて、中学校での授業を想定した活用マニュアルを作成する。

##### ア 活用マニュアルの作成要件

活用マニュアルには次の内容を含めること。

- 本仕様書 3（2）アで作成する動画（本編）の簡単な解説及び教員向けの補足情報
- 本仕様書 3（2）で作成する動画教材を活用した授業構成例（2 例）
- 本仕様書 3（2）アで作成する動画（本編）の内容が分かる資料（シナ

リオ書き起こし又は動画の概要)

#### イ 活用マニュアル作成に当たっての留意事項

(ア)本仕様書3(2)で作成する動画教材に関連するWeb資料は、別途発注者が作成し、「かながわ気候変動WEB」に追加する。

(イ)活用マニュアル(ワークシートや補足資料がある場合は、それらも含む)は、発注者が「かながわ気候変動WEB」に掲載する。そのため、活用マニュアルの中に、教員のみ公開すべき部分(授業構成例など)がある場合は、公開用と教員向け用に分けて作成すること。

#### 4 協議

受注者は、業務等を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に綿密な連絡をとり、十分な協議を行うこと。

なお、受注者は、動画教材のシナリオ作成、動画教材の編集及び活用マニュアルの作成の作業などに当たっては、発注者との打合せを3回以上設けることとし、業務の内容を調整する。打合せには必要に応じて、発注者の指定する有識者が出席することとする。この場合、有識者への謝礼は、発注者が負担する。

#### 5 業務スケジュールについて

受注者は、受注後速やかに発注者と協議の上で、業務スケジュール表を作成し、発注者に提出すること。また、受注者は、この業務スケジュール表に沿って適切に業務の進捗管理を行うこと。

#### 6 発注者への報告及び成果物の納品

業務の執行状況の報告及び成果物については、特に指定のない限り委託期日までにそれぞれ発注者へ提出すること。

##### (1)実施状況報告書

毎月、翌月10日まで(1月分については、令和4年1月31日まで)に電子データにより、提出すること。記載内容は次のとおりとする。

- ア 本仕様書5の業務スケジュール表に対する進捗状況
- イ 本仕様書4により実施した協議内容の概略
- ウ 動画教材等作成に当たって生じた問題点とその対応

##### (2)業務完了報告書

業務完了報告書には、次のことを含めること。

- ア 成果物一覧
- イ 成果物の概要

##### (3)成果物

次のアからウに掲げるものを提出すること。

- ア 本仕様書3(2)動画教材について、汎用のDVDプレーヤーで再生可能な形式で保存されたDVD 5式
- イ 本仕様書3(2)動画教材一式(サムネイル及び字幕ファイルを含む)

及び本仕様書3(3)活用マニュアルの電子データを格納した記録媒体  
(DVD-R等)2式

ウ 本仕様書3(3)活用マニュアルの印刷物 2式

#### (4)納品場所

神奈川県環境科学センター環境情報部環境活動推進課

### 7 完成検査等

委託事業が完了したときには、業務完了報告書を提出し、発注者の指示による検査を受けなければならない。検査の結果、委託業務の趣旨に照らし、発注者が、修正が必要と判断した場合には、速やかに修正しなければならない。

### 8 著作権

#### (1)著作権の帰属等

ア 受注者がこの業務を履行する以前から権利を有している著作物の著作権は、受注者に留保されるものとする。

イ 本業務により新たに生じた著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)から第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)までに規定するすべての権利)については、発注者に帰属するものとし、発注者は著作権法第20条第2項第3号又は第4号の規定に基づく改変、著作権法47条の3の規定に基づく複製、翻案を行うことができるものとする。

#### (2)著作者人格権の不行使

受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ著作権法18条(公表権)及び第19条(指名表示権)を行使することができない。

#### (3)成果物の任意の改変等

発注者は、著作権法20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物として指定している物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

#### (4)第三者が権利を有する著作物

納入された成果物に第三者が権利を有している著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受注者の責任と負担において、当該既存著作物の使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

#### (5)第三者との紛争処理

本契約に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責任と負担において一切を処理すること。

### 9 その他特記事項

(1)業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有するものを業務責任者に

定めること。

- (2) 本事業は原則として再委託できない。ただし、発注者が認める場合、必要に応じて再委託ができる。
- (3) 業務の遂行に当たり疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者で協議の上、決定する。
- (4) 業務の遂行で知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。なお、業務終了後であっても同様とする。

## 学習教材構成イメージ

### 1 動画（本編）の構成イメージ

パート	内容
導入部 (ナレーション)	・気候変動は身近なところに影響が出始めている。 ・身近な物事への影響から調べてみよう。
インタビュー (2～3件)	県内事業者等インタビュー＋関連映像
まとめ部 (ナレーション)	・気候変動の影響は、これから大きくなっていく。 ・私たちには何ができるか。
問いかけ (ナレーション)	2問程度

一件ごとに切り出し

### 2 動画（インタビュー編）の構成イメージ

パート	内容
導入部 (ナレーション)	・気候変動は身近なところに影響が出始めている。 ・身近な物事への影響から調べてみよう。
インタビュー	県内事業者等インタビュー＋関連映像

### 3 インタビュー先のイメージ

- 【衣】・アパレルメーカー：衣料品の熱中症対策（COOL BIZ、冷感素材など）  
・スポーツインストラクター：運動時の熱中症対策や暑熱環境でのパフォーマンス
- 【食】・小売店（スーパー）：生鮮食品の種類や産地の変化、自然災害による物流の乱れなど  
・食品製造業者：原料や入手先の変化、気温上昇による製造管理の見直しなど  
・一次生産者：収穫量・生産量の低下、品目の見直しなど  
・リサイクル業者：食品廃棄物の有効利用によるCO<sub>2</sub>削減など
- 【住】・環境保全団体：南方系生物の発生、生物季節の変化。  
・遊水地や調整池の管理者：大雨の頻度の増加、雨水管理の重要性  
・公園管理者：利用者の熱中症対策（ミスト散布、遮熱塗装）、芝生等の植生の維持管理への影響と対策

※構成及びインタビュー先はあくまで参考例であり、事業者からの提案を制限するものではありません。

## 4 Web 資料集イメージ（発注者作成予定）

HOME > 気候変動の基礎 > ○○への影響

### ○○への影響

私たちの身近な作物である「○○」への変化を通して、気候変動の影響や対策を学びます。

動画(インタビュー編)  
埋め込み

1. 産地・気候

2. 気候変動の影響

3. 将来の予測

4. 対策

[気候変動の基礎 TOP](#)

HOME > 気候変動の基礎 > ○○への影響とは？ > ○○の産地・生産量

### ○○への影響は？ ○○の産地・生産量

「○○」は現在、主に関東以西の沿岸地域で栽培され、和歌山、愛媛、静岡が代表的な産地です。年間の平均気温が℃前後の比較的温暖で、冬の降雨量があまり多くない地域が栽培に適しています。

2019年の○○の生産量は、和歌山県トン、愛媛県△トン、静岡県×トンであり、全国の％を占めています。神奈川県では、●トン生産されており、全国第★位の生産量です。

○○の2019年の生産量

**ポイント**

- の産地は、気候的にどのような特徴があるか考えてみましょう。
- の産地ごとに、作られている品種の違いや特徴を調べてみましょう。

**出典・リンク**

- [農林水産省：特産○○](#)
- [気象庁：過去の気象データ検索](#)